

地域再犯防止推進モデル事業成果報告書

1 事業実施団体名

鳥取県

2 事業名称

・鳥取県再犯防止推進事業

3 事業の目的

平成30年4月に「鳥取県再犯防止推進計画」を全国に先駆けて策定し、ソーシャルインクルージョンの考え方のもと、罪を犯した者が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として暮らしていける社会の実現に向けた取組みを進めている。

従来より、刑務所を出所する者のうち、高齢や障がいにより福祉的な支援が必要な者については鳥取県地域生活定着支援センターにより支援を行ってきた。

計画においては、鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象者以外で、福祉的な支援が必要な者についても必要な福祉サービスにつなげる必要性について定め、地域生活へ円滑に移行する支援を行う機関の設置について検討することとした。

そこで、計画に基づき平成30年6月に「鳥取県社会生活自立支援センター」を設置し、鳥取地方検察庁、弁護士及び地域での支援機関等の協力を得て、特別調整をされていない高齢・障がいのある犯罪をした者等の支援体制を構築し、効果的な入口支援のあり方を検証することを事業の目的とする。

4 事業実施の背景

従来、罪を犯した者への福祉的支援については、鳥取県地域生活定着支援センターにおいて、刑務所を出所後の特別調整の対象となった者に対する支援を行ってきた。

また、鳥取県再犯防止推進計画策定における議論の中で、特別調整の対象とならない犯罪をした者においても、福祉的な支援の必要性がありながら、福祉的サービス等の支援につながっていない、更生緊急保護や特別調整を受けていないという実態が指摘された。

＜計画策定時の主な課題＞

- ・刑事司法手続きにおける高齢者・障がい者の状況把握と支援体制、特に入口支援が不十分であること。
- ・特別調整や更生緊急保護を希望しない者や、要介護認定・障がい者手帳を取得するほどではないが支援が必要な者等への対応が必要。
- ・身元引受人や身元保証人のない者、高齢、障がい、病気などによる就職困難やその結果としての貧困による帰住先がない者や年金が少ない者への住居支援が必要。
- ・鳥取刑務所入所中に就職に結びつかない者や鳥取刑務所出所後にハローワークに来所しない者、高齢や偏見により安定した労働力とみなされない者、対人関係の難しさ等で雇用に結びつかない者等への対応が必要。

そこで、特別調整の対象とならない、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者などについて福祉的な支援が必要な者への支援を行う機関として社会生活自立支援センターを設立した。

5 取組実績

■ 取組内容① 鳥取県社会生活自立支援センターの設置運営

相談員を配置し、罪を犯した者に対して以下の支援を行う。

<主な活動内容>

- ・福祉サービス等に係る対象者のニーズ確認
- ・社会福祉士等による更生計画、上申書の作成及び裁判所等への提出
- ・受入先施設等のあっせん
- ・福祉サービス等に係る申請支援等の実施
- ・調整後の必要なフォローアップ
- ・犯罪をした者や関係者からの相談支援
- ・各種ケース会議への出席
- ・再犯防止に係る普及啓発
- ・再犯防止推進会議への参画

事業実施主体：一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター

<人員体制>

役職	単位	H30	R1	R2
所長（弁護士）	人	1	1	1※
相談員（社会福祉士）	人	1	2	2※

※令和2年度は地域生活定着センターとの兼務

<活動実績>

活動指標	単位	H30	R1	R2
相談件数	人	34	45	45
うち実働件数	人	25	33	26
うち福祉的支援に繋がった件数	人	7	9	10
予算額	千円	9,000	11,264	7,082

■ 取組内容② 鳥取県再犯防止推進会議の開催

地域社会における再犯防止等に関する実態の把握や情報共有を目的に、刑事司法関係機関、国、県などの公的機関、保健医療、福祉関係機関、各種民間団体など関係機関による再犯防止推進協議会を設置し、鳥取県再犯防止推進計画の管理・検証等を行う。

事業実施主体：鳥取県

活動指標	単位	H30	R1	R2
実施回数	回数	2	1※	2
予算額	千円	225	250	250

※新型コロナウイルスの影響により令和1年度の会議は年2回の予定であったが、1回の開催となった。

6 成果

(1) 成果目標達成状況

成果指標	区分	H30	R 1	R2※1	特記事項
対象者一人あたりの平均連携機関数	目標	2.4 件	3 件	3 件	
	実績	4.5 件	3.7 件	2.4 件	
住居を確保できた人数	目標	3 人	4 人	5 人	
	実績	3 人	4 人	5 人	
福祉サービスを受給することができた人数	目標	7 人	9 人	12 人	
	実績	7 人	9 人	10 人	
対象者の再犯率※2	目標	5%	0%	0%	H30 : 5/25(件数) R 1 : 1/33(件数) R 2 : 1/26(件数)
	実績	20%	3%	4%	
(参考)県全体の再犯率	実績	31%	28%	—	※3

※1 令和2年度実績は12月末時点のもの。以下の表の実績も同じ。

※2 対象者の再犯率は、実働ケースのうち、社会生活自立支援センターによるコーディネート終了後、フォローアップ中若しくはフォローアップ終了後に検挙された者の割合により算出。

※3 出典：令和元年度犯罪統計書（鳥取県警察本部作成）

<成果指標設定理由>

入口支援の確立されていない本県において、当該支援の対象者を適切な連携機関及び福祉的支援につなげることが、再犯の防止に効果的であると考えており、適切な連携機関及び福祉的支援につなげた者の再犯率が、一般の再犯率にくらべて一定程度低ければ、当該モデル事業の有効性を示すことができると考えるため。

(2) 成果指標以外の成果

実働ケースのうち、複数の関係機関による支援チームが完成し、社会生活自立支援センターによる支援から、支援チームによる複数機関による支援へと移行できたケースは9ケースあった。

<複数機関による支援へとつながった好事例>

ホームレス生活の中、生活に困って食料品を万引きしてしまい、弁護士から支援の依頼があったケース。

支援にあたっては、執行猶予判決後、更生保護施設に入所し、入所中に療育手帳を取得。その後、県営住宅に移り、相談支援専門員と連携しB型作業所通所へとつながった。また、金銭管理に不安があったため、成年後見制度を利用することとし、保佐人による支援が行われている。

以上のように、複数の支援機関による支援体制が構築されたことから、1ヶ月に1回の面談によるフォローアップへと移行した。6カ月のフォローアップ後、生活の安定が確認されたことから社会生活自立支援センターから関係機関へと支援を引き継ぐことができた。

(3) 最終成果物

- ・鳥取県再犯防止推進計画
URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/170164.htm>
- ・鳥取県内における再犯防止に関する支援関係団体等のリスト

- URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1156920/saihansiensyarisuto.pdf>
・ 社会生活自立支援センター・地域生活定着支援センターパンフレット
URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1192330/panhuretto.pdf>

7 効果検証実施結果

(1) 効果検証実施方法

【支援体制の構築】

直接対象者と関わる機関（検察庁、弁護士など）において、福祉的な支援が必要な対象者へ働きかけを行い、社会生活自立支援センターに繋ぐ体制を構築することができたかを検証。

また、県及び社会生活自立支援センターから関係機関に対して、社会生活自立支援センターの活用について働きかけを行い、支援を行う上で適切な機関が支援に参加できる体制を構築できたかどうかを検証。

支援制度等につなげた後、対象者への継続的なフォローアップの手法や、対象者の生活が安定したのち、スムーズに支援者や地域に引き継ぐことができたかを検証。

【再犯率】

対象者を必要な福祉サービスや受入先施設などの関係機関に繋げることができたかどうかについて、どのような制度や関係機関に繋げることができたかを検証。

また、成果指標に係る効果検証の実施にあたっては、支援の成否要因及び支援したにも関わらず再犯に至った要因を明らかにするため、下記に記載する対象者の属性及び支援の方法等を総合的に分析する。

<対象者の属性>

- ・ 支援開始時における対象者の情報
- ・ 支援開始後に見えてきた対象者の背景
- ・ 対象者の障がい・疾病の種類
- ・ 福祉サービスを受けるための要件の充足状況（身元引受人、住所の有無等）
- ・ 対象者の自己の障がいへの認識

<支援の方法>

- ・ アセスメントの方法
- ・ 福祉サービスの利用に向けた調整方法（一時的な居場所の確保を含む）
- ・ 住居確保に向けた調整方法
- ・ 関係機関との連携状況
- ・ 再犯してしまった者への支援方法

(2) 効果検証実施結果

【支援体制の構築】

① 弁護士会、鳥取地方検察庁への周知

福祉的な支援が必要な対象者を発見し、社会生活自立支援センターへと繋げる主な機関は、刑事司法手続の初期段階で支援対象者に対応する検察庁及び弁護士であり、勉強会等を通じて社会生活自立支援センターの活用について周知を行うとともに、社会生活自立支援センターの支援が必要な者についての認識を共有した。

<弁護士会への周知>

- ・鳥取県弁護士会と連携し、実際に弁護士から依頼があり、社会生活自立支援センターと連携して対応した事例についての勉強会を開催し、社会生活自立支援センターとの連携方法について周知を行った。

第1回勉強会 H30. 11. 18 開催 弁護士 6 名参加

第2回勉強会 R2. 1. 9 開催 弁護士 18 名参加

第3回勉強会 R3. 1. 21 開催 弁護士 17 名参加

< 検察庁への周知 >

- ・H30. 6. 4、R1. 7. 10、R2. 7. 2 に鳥取地方検察庁へ社会生活自立支援センターの活用及び連携について協力を依頼した。
- ・社会生活自立支援センターに繋げる必要がある福祉的な支援が必要な者の選定にあたっては、福祉的な知識に基づく判断が必要であるが、鳥取地方検察庁においては福祉の専門職が配置されていないことから、鳥取地方検察庁と社会生活自立支援センターが連携し、どのようなケースにおいて社会生活自立支援センターに繋げるべきか、R3. 1. 27 に勉強会を開催した。

②関係機関への周知

社会生活自立支援センターの活動においては、関係機関に社会生活自立支援センターの活動を理解してもらい、関係機関において福祉的な支援が必要と思われる者を発見した場合には社会生活自立支援センターへと繋げることが重要。

また、罪を犯した者への支援は、社会生活自立支援センターのみが関わるのではなく、罪を犯した者が再び地域社会で生活していくため、関係機関の連携による支援の輪を構築していくことが重要。

しかし、社会生活自立支援センターの活動を始めて日が浅く、関係機関における知名度は高いとは言えない状況であることから、活動内容を広く関係機関に周知することを目的に、支援を繋げる先である、高齢者サービス事業者や障がい者サービス事業者に対して活動内容の紹介を行うなど、活動への理解と周知を行った。

社会生活自立支援センターの活用について、市町村、弁護士会、検察庁、社会福祉協議会等へ通知文を発出し、活用について周知を行った。

< 平成30年度 >

開催日	対象者	参加者数	内容
H31. 1. 17・22・24 県内 3 か所で開催	障がい福祉サービス事業者	35 名	再犯防止に係る県・センターの取組説明、受け入れ施設加算制度の周知

< 令和1年度 >

開催日	対象者	参加者数	内容
R1. 12. 12・17・19 県内 3 か所で開催	高齢者福祉サービス事業者	15 名	再犯防止に係る県・センターの取組説明、高齢者福祉サービス事業者における事例検討

<令和2年度>

開催日	対象者	参加者数	内容
R2.7.31 9.24・28 県内3か所で開催	市町村、市町村社協、福祉関係団体、更生保護団体	101名	再犯防止に係る県・センターの取組説明及事業への協力依頼
R3.3.3(予定)	市町村、福祉関係団体、更生保護団体	100名程度	入口支援の必要性について説明を行い、今後の連携を図る

③成果目標の達成状況

以上のように関係機関への働きかけを行ってきたが、支援者一人当たりの平均連携機関数は4.5件(H30)から3.7件(R1)に減少した。

⇒ 令和1年度以降は社会生活自立支援センターに依頼があったケースのうち、高齢者や障がい者以外のケース(生活困窮、引きこもり、ニートなど)についての依頼が増加したこともあり、そのようなケースにおいては繋げる機関が限られていることから平均連携機関数が減少したものと考えられる。

社会生活自立支援センターの周知を行った結果、活動内容の周知が進んだことにより、支援の依頼のあった件数は34件(H30)から47件(R1)に増加した。

社会生活自立支援センターの運営法人が、成年後見のセーフティーネットとして法人後見を実施していることから、法人後見人から社会生活自立支援センターに繋がったケースがある。

社会生活自立支援センターへの依頼件数について開設当初は検察庁と弁護士からの依頼が2/3以上を占めていたが、社会生活自立支援センターの周知を進めた結果、自治体や更生保護施設からの依頼件数が増加し、また、弁護士についても新たな弁護士からの依頼が寄せられるようになったことから、支援対象者について広く社会生活自立支援センターにつながる体制が構築できたものと思われる。

<支援者一人当たりの平均連携機関数>※再掲

年度	H30	R1	R2
平均連携機関数	4.5	3.7	2.42.4

<社会生活自立支援センターへの依頼件数>

機関名	H30	R1	R2	機関合計
弁護士会	13	16	18	47
検察庁	11	13	12	37
自治体	1	4	8	13
更生保護施設	2	4	1	7
地域定着	0	3	2	5
成年後見人	3	1	0	4
その他	4	6	5	15
合計	34	47	46	127

※同一ケースについて複数の機関から依頼がある場合があるので、依頼件数は相談件数と一致しない。

④今後の課題

社会生活自立支援センターの設置から2年余りが経過し、支援を行う上で連携する関係者との支援体制はある程度広がりを見せてきているが、支援をつなげる先である高齢者入所施設、障がい者入所施設などにおいてはさらなる周知と理解促進が必要。

現在、社会生活自立支援センターの所在地が鳥取県東部地区にあることから、中部・西部地区における支援が地理的な制限があり十分な支援を行うことが困難。支援の実施方法や人員体制について検討をしていく必要がある。

⑤事業効果の評価

支援体制の構築にあたり、社会生活自立支援センターへの主要な支援依頼元である鳥取地方検察庁及び鳥取県弁護士会においては、勉強会等を通じて社会生活自立支援センターの活動への理解が深まり、円滑な連携がとれるようになったものとする。

支援を繋げる先について、設置当初は社会生活自立支援センターへの知名度が低く、円滑な連携がうまくいかないケースもあったが、研修会や通知等により社会生活自立支援センターの周知や活用について呼びかけを行った結果、関係機関における社会生活自立支援センターへの認知は向上し、支援における連携体制が構築されてきた。

【再犯率】

①成果目標の達成状況

＜支援者の再犯率の推移＞※再掲

社会生活自立支援センターで支援を行った者の再犯率について、平成30年度、令和1年度における成果目標は未達成となった。

社会生活自立支援センターによるコーディネートで支援体制が確立し、フォローアップ中もしくはフォローアップ終了後に再犯に至った罪名は窃盗が大半（再犯となった者7名のうち4名）を占めており、その多く（4名中3名）が窃盗症の診断がされている、もしくは窃盗症が疑われるケースであった。

窃盗症が関与するケースにおいては、社会生活自立支援センターが常時支援対象者への見守りを行うことも不可能なので、適切な支援者と連携して、再犯を防ぐ取組が必要。

（支援例）依存症の治療を行う専門病院と連携し窃盗症の治療を行う、支援にあたって身近な相談先を確保する（自助グループなど）

年度	H30	R1	R2
再犯率	20%	3%	4%
フォローアップ中・終了後に再犯となった人数	5名	1名	1名
うち窃盗	3名	1名	0名
（参考）コーディネート中に再犯となった人数	1名	2名	2名

<住居を確保することができた人数>※再掲

住居を確保することができた人数について、平成30年度は3名だったが、令和1年度は4名住居を確保することができた。令和2年度は12月末時点で5名住居を確保することができており、令和2年度の目標数値を12月末時点で達成することができた。

入口支援において住居の確保が必要となるのは、主にホームレスなどで支援開始時に住居がない場合などであり、引き続き支援開始時に住居がない事案に関しては関係機関と連携して住居確保に努めていく。

年度	H30	R1	R2
住居を確保できた人数	3名	4名	5名

<福祉的サービスを受給することができた人数>※再掲

福祉サービスを受給できた人数について、平成30年度は7名だったが、令和1年度は9名福祉サービスに繋げることができた。令和2年度は12月末時点で10名福祉サービスに繋げることができており、前年度の実績を上回ることができた。

社会生活自立支援センターの活動周知及び協力依頼などにより、福祉サービスを提供する市町村等との連携ができてきたことから、福祉サービスを受給できた人数は増加傾向にある。

年度	H30	R1	R2
福祉サービスを受給できた人数	7名	9名	10名

<支援対象者の傾向と対応>

再犯となった者の多くが窃盗によるものであったが、再犯を行った者に限らず、社会生活自立支援センターにおいて支援を行った者全体で見ても、窃盗によるケースが半数以上を占めている（依頼件数124件中、窃盗によるものが62件）。

窃盗に至る要因は様々であるが、主な要因は窃盗症によるもの、収入はあるが金銭管理ができないことによるもの、生活困窮によるものが挙げられる。

上記要因に対して、社会生活自立支援センターとしては以下のとおり対応している。

要因	対応策
窃盗症	専門機関（病院、精神保健福祉センター）との連携による治療、自助グループ
金銭管理ができない	支援者による継続的な金銭管理、成年後見制度の利用
生活困窮	生活保護などによる福祉サービスの適用

また、再犯となったケースの中には、本人の支援辞退により、社会生活自立支援センターとの関わりが途切れている中で、再び罪を犯したケースがあることから、支援を拒否する者への対応について継続的な関りを構築する方法を検討していく必要がある。

（例）本人または身内などへの定期的に状況確認の連絡を行う、本人以外の周りの支援者などとの関係を構築する。

②効果的な取組み

罪を犯した者への支援にあたって、まずは安定した生活の確保が最も重要であり、生活保護や介護サービスなどの公的支援へつなげることが重要。

⇒ 支援対象者の中には、公的支援の内容を知らない、もしくは一度支援を受けようとしたが断られたためあきらめてしまっている者もいるため、社会生活自立支援センターが仲介することで申請支援を行うことは効果的な取組みとなっている。

社会生活自立支援センターの運営を成年後見制度の利用促進などの権利擁護に取り組む法人に受託していることから、支援を行う際に以下のようなメリットがあった。

⇒ 支援対象者の中には高齢や障がいにより成年後見制度を検討すべきケースが多くあるが、従来は成年後見制度が選択肢にすら上がっていなかったが、社会生活自立支援センターの受託により本人の意思を尊重したうえで成年後見制度の利用について選択肢の一つとして検討することができるようになった。

⇒ 法人の運営には、各専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士など）が参画しており、社会生活自立支援センターの困難事例にあたって助言を得ることのできるバックアップ体制がある。

⇒ 罪を犯した者への支援にあたっては、福祉的な専門知識だけではなく、刑事司法段階での支援にあたり法的な専門知識も必要となる。社会生活自立支援センター所長（弁護士）が法的な専門知識を得るための研修を実施している。

令和2年度より入口支援と出口支援を同一法人による運営で行うこととなり、一体的に支援を行うことができるようになった。このことにより、入口支援で関わった者が裁判において実刑になったとしても、出所時の支援を出口支援で対応することができ、スムーズな支援が可能となった。

罪を犯した者への支援について、司法と福祉の連携を社会生活自立支援センターが仲介する役割を担うことで、福祉的な支援が必要な罪を犯した者への支援が適切に行うことができるようになった。

（例1）検察庁及び弁護士において、福祉的支援の必要性や、どのような支援が必要であるかの判断を社会生活自立支援センターと連携して対応。

（例2）福祉機関において支援している対象者が逮捕された場合、刑事司法手続きの流れがわからず対応方針が決められないような場合、社会生活自立支援センターと連携して対応方針を検討。

③事業効果の評価

社会生活自立支援センターからの支援に関わらず、再び罪を犯した者が生じてしまったが、本県における刑法犯全体における再犯率は近年概ね30%前後で推移していることから、社会生活自立支援センターの支援により、再犯の抑止効果は十分にあったものとする。

支援にあたっては各種関係機関と連携し、必要な支援を必要な機関と連携して行うことができている。

8 他の地方公共団体が事業を実施する上での参考事項

<都道府県の関与>

入口支援を行う上では、社会生活自立支援センターのみで支援が完結するわけではなく、関係機関との連携により支援を行うことが重要となる。関係機関と連携した取組みを行うためには、入口支援の必要性や社会生活自立支援センターの活動内容を積極的に周知して行くことが必要であり、そのような周知・広報は自治体が主体となって進めていくことが必要である。

【関係者への周知・広報の取組】

- ・高齢・障がい者サービス事業者を対象に、社会生活自立支援センターの活動紹介及び連携依頼のための説明会を開催。
- ・市町村、市町村社協、更生保護団体などを対象に、再犯の取組の必要性、社会生活自立支援センターの活動紹介などを行う研修会を開催。
- ・その他、県が主催する地域福祉に関する研修会などにおいて、社会生活自立支援センターの活動紹介を実施。
- ・社会生活自立支援センターと県とで、自立準備ホーム及び特別養護老人ホームを訪問し連携を呼びかけ。

<関係機関との連携>

入口支援の実施にあたっては関係機関との綿密な連携が必要不可欠である。主な依頼元である、検察庁や弁護士会と対象となる支援者について共通認識を持つことが重要。

また、支援を行う中でも社会生活自立支援センターが支援を行い関わり続けるのではなく、その他の支援を行う関係機関とつなげ、地域での支援体制を確立していくことが重要。そのような支援体制の構築にあたっては日ごろからの関係の構築が必要である。

<刑事司法制度に係る知識について>

入口支援においては、福祉的な知識だけではなく、対象者と逮捕、勾留段階から関わる必要があることから、刑事司法制度にも精通しておく必要がある。

したがって、新人研修として、入り口支援に必要な刑事司法制度に関する知識を習得するため、弁護士及び社会福祉士による研修を行っている。社会生活自立支援センターにおいては、所長が弁護士資格を有しており刑事司法制度について気軽に相談できることは大いに役立っている。